# 資料10-2

雇児保発 0 6 0 6 第 1 号 平成 2 5 年 6 月 6 日

各都道府県 民生主管部(局)長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長 (公印省略)

「待機児童解消加速化プラン」の実施方針に基づく「待機児童解消加速化 計画」について(依頼)

保育施策の推進につきましては、日頃より格別の御尽力を頂き深く感謝致します。

待機児童解消のための取組を一層加速化させるため、平成25年4月19日、総理より、平成25、26年度の2年間で20万人、全国的な保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに、潜在的な保育ニーズも含め、40万人分の保育の受け皿を確保する「待機児童解消加速化プラン」(以下、「加速化プラン」という。)が発表されたところです。

その実施方針について、別添のとおり定めましたので、「加速化プラン」への参加につきまして、管内市区町村(指定都市及び中核市を含む。以下、同じ。)に依頼するとともに、管内市区町村作成の「待機児童解消加速化計画」(平成25,26年度の緊急集中取組期間における保育の量拡大等に関する計画(様式1))について取りまとめ(様式2)等を行っていただいた上で、平成25年7月5日(金)までに、計画提出先宛てにメールにてご提出ください。

※待機児童解消加速化計画につきましては、現段階における暫定の計画でも可とします。

※待機児童解消については速やかな対応が求められており、できる限り今般の機会に加速化プランに参加していただきますようお願いします。なお、加速化プランに参加を希望されるものの、特段の事情により期限までに計画の提出が間に合わない場合には、加速化プランに参加意向のある旨をご一報いただいた上で、今後の取運び等につき個別にご相談下さい。

なお、本年度より「加速化プラン」が実施されることに伴い、「待機児童解消 『先取り』プロジェクト」(以下、「先取りプロジェクト」という。)は、「加速 化プラン」に発展的に吸収され、「加速化プラン」の一環として実施することと なるため、採択も「加速化プラン」として行うこととなります。

本年度、内閣府に既に「待機児童ゼロ計画」(「先取りプロジェクト」に基づく計画)をご提出いただいた市区町村については、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。なお、この件につきましては内閣府と協議済みであることを申し添えます。

引き続き、待機児童解消に向けて、ご尽力賜りますよう、また、「加速化プラン」に積極的にご参加くださいますよう、心からお願い申し上げます。

記

【既に「待機児童ゼロ計画」を提出された市区町村の取扱いについて】 ※先取りプロジェクトと加速化プランの事業については、参考資料をご確認ください。

- 1.「加速化プラン」による追加事業や事業実施か所数の増減がない場合 既に提出された「待機児童ゼロ計画」に基づき「加速化プラン」の採択を 行いますので、様式1の(1)及び(2)のみご提出ください。
- 2.「加速化プラン」による追加事業や実施か所数の変更がある場合 お手数をおかけいたしますが、様式1「待機児童解消加速化計画」及び様式2「待機児童解消加速化計画総括表」の提出をお願いいたします。様式1 及び様式2に基づき「加速化プラン」の採択を行います。(既に提出いただいた「待機児童ゼロ計画」については、審査の参考とさせていただきます。)
  - ※採択通知は、審査終了後、当該都道府県に随時発送させていただきますので、採択があり次第、事業に取り組んでいただきますようお願いいたします。

#### 【本件連絡先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

[照 会 先] 電話番号: 03-5253-1111

 予算係
 西浦、田仲(内線 7927)

 在宅保育係
 坂部、原田(内線 7947)

|[計画提出先] メールアドレス : tanaka-haruka18@mhlw. go. jp

#### 「待機児童解消『先取り』プロジェクト」と「待機児童解消加速化プラン」の支援メニュー比較

#### 待機児童解消『先取り』プロジェクト 待機児童解消加速化プラン 保育所整備関係 1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】 ①保育所緊急整備事業(別添1 3(3-1)、(3-2)) ①保育所緊急整備事業(別添1 3(3-2)) ②賃借物件による保育所整備事業(別添2 3(2-1)、(2-2)) |②賃借物件による保育所整備事業(別添2 3(2-2)) 新規 ③幼稚園預かり保育改修事業(別添8 2(2)④) ③家庭的保育改修等事業(別添6 3(2-1)、(2-2)) ④家庭的保育改修等事業(別添6 3(2-2)) 新規 | ⑤民有地マッチング調査等事業(別添25 2(1)②イ) 新規 ⑥国有地、公有地の活用 2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】 追加 ⑦保育士養成施設新規卒業者の確保(別添7 2(1)②ア) 追加 8保育士の就業継続支援(別添7 2(1)②イ) 追加 9 保育士・保育所支援センター」の設置(別添7の2) 新規 ⑩再就職前研修の実施(別添7 2(1)②ウ) 新規 | ⑪職員用宿舎借り上げ支援(別添7 2(1)②エ) 追加 ②認可外保育施設保育士資格取得支援事業(別添7の3) 追加 ③保育士修学資金貸付事業(別添7の4) 追加 (4)保育士等処遇改善臨時特例事業(別添7の5) 新制度の先取り事業 3. 小規模保育事業など新制度の先取り (4)グループ型小規模保育事業(別添6の2) ⑤グループ型小規模保育事業(別添6の2) 新規 <u>⑯認可外保育施設運営支援事業 C型(別添6の3 2(1)②)</u> 4. 認可を目指す認可外保育施設への支援 ⑥認可外保育施設運営支援事業(別添6の3 2(1)①) ⑪認可外保育施設運営支援事業(別添6の3 2(1)①) 新規 <u>うち、A型</u> うち、B型 新規 ⑱認可化移行可能性調査(別添25 2(1)②ウ) その他 その他 (実施済) 18幼保連携型認定こども園の定員引き下げ ⑪幼稚園の預かり保育推進のための市区町村の取り組み ①に統合 ⑩地域型保育・子育て支援モデル事業(別添6の4)[大都市モデル] 「⑲域型保育・子育て支援モデル事業(別添6の4)[大都市モデル] 「一般市町村モデル] [一般市町村モデル] ※「別添」とは、安心こども基金管理運営要領の別添をさす。

<sup>※「</sup>新規」は、新たに事業化したもの、「追加」は既存事業であって、先取りプロジェクトには位置付けられていないが、プランに位置付けたものである。

# 待機児童解消加速化プラン実施方針

「待機児童解消加速化プラン」を実施するため、以下のとおり実施方針を示す。

#### 1 事業名

待機児童解消加速化プラン事業 (以下、「加速化プラン事業」という。)

# 2 「加速化プラン事業」の実施主体

都道府県、市区町村

# 3 「加速化プラン事業」の対象となる市区町村

原則として平成25年4月1日現在における待機児童数が1人以上(※)であり、5に定める「待機児童解消加速化計画」を提出し、4(1)に定める事業を実施する市区町村(4(1)⑥~⑩及び⑫~⑭の事業を除き、1事業以上を実施している市区町村とする。)を対象とする。

※ 待機児童がいない場合であっても、市区町村において、今後、潜在 的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる場合は対象とする。

# 4 「加速化プラン事業」の対象となる事業、実施方法

(1)「加速化プラン事業」の種類 「加速化プラン事業」として実施する事業は、次の事業とする。

# 【賃貸方式や国有地も活用した保育所整備】

① 保育所緊急整備事業

平成25年6月6日25文科初第341号雇児発0606第2号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(第十六次改正)(以下、「安心こども基金運営要領」という。)の別添1「保育所緊急整備事業」の3(3-2)の事業

- ② 賃貸物件による保育所整備事業 安心こども基金運営要領の別添2「賃貸物件による保育所整備事業」 の3(2-2)の事業
- ③ 幼稚園預かり保育改修事業 安心こども基金運営要領の別添8「認定こども園整備事業」の2(2)

④の事業

④ 家庭的保育改修等事業

安心こども基金運営要領の別添 6「家庭的保育改修等事業」の 3 (2 - 2) の事業

⑤ 民有地マッチング調査等事業 安心こども基金運営要領の別添25「子ども・子育て支援新制度に係 る電子システム構築等事業」の2(1)②イの事業

⑥ 国有地、公有地の活用国有地や公有地を活用した保育の量拡大

#### 【保育の量拡大を支える保育士確保】

- ⑦ 保育士養成施設の学生等を対象とした人材確保の取組 安心こども基金運営要領の別添7「保育士研修等事業」の2(1)② アの事業
- ⑧ 就業継続支援研修 安心こども基金運営要領の別添7「保育士研修等事業」の2 (1)② イの事業
- ⑨ 保育士・保育所支援センター開設等事業 安心こども基金運営要領の別添7の2「保育士・保育所支援センター 開設等事業」
- ① 潜在保育士の再就職を支援する研修等 安心こども基金運営要領の別添7「保育士研修等事業」の2 (1) ② ウの事業
- ① 保育士宿舎借り上げ支援事業 安心こども基金運営要領の別添7「保育士研修等事業」の2 (1) ② エの事業
- ② 認可外保育施設保育士資格取得支援事業安心こども基金運営要領の別添7の3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」
- ③ 保育士修学資金貸付事業 安心こども基金運営要領の別添7の4「保育士修学資金貸付事業」(都 道府県が行う事業)
- ④ 保育士等処遇改善臨時特例事業安心こども基金運営要領の別添7の5「保育士処遇改善臨時特例事業」

## 【小規模保育事業など新制度の先取り】

- ⑤ グループ型小規模保育事業 安心こども基金運営要領の別添6の2「グループ型小規模保育事業」
- ⑥ 幼稚園長時間預かり保育支援事業 安心こども基金運営要領の別添6の3「認可外保育施設運営支援事業」 の2(1)②の事業(C型)

#### 【認可を目指す認可外保育施設への支援】

- ① 一定程度の基準を満たした認可外保育施設への運営費支援 安心こども基金運営要領の別添6の3「認可外保育施設運営支援事業」 の2(1)①の事業(A、B型)
- ® 認可外保育施設の認可化移行可能性調査 安心こども基金運営要領の別添25「子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業」の2(1)②ウの事業

#### 【その他】

- ⑨ 地域型保育・子育て支援モデル事業 安心こども基金運営要領の別添6の4「地域型保育・子育て支援モデル事業」
- (2)「加速化プラン事業」の実施方法

市区町村は、上記(1)の事業のうち、⑥~⑩及び⑫~⑭の事業を除き、いずれか1事業以上を選択して実施するものとする。

#### 5 「待機児童解消加速化計画」の提出先等

(1)「待機児童解消加速化計画」等の提出先

市区町村は、「加速化プラン事業」を実施しようとする場合、別に定める様式(「待機児童解消加速化計画」〈様式1〉)により、都道府県を通じて、「待機児童解消加速化計画」を厚生労働省に対し提出すること。(併せて、都道府県においては、別に定める様式(「待機児童解消加速化計画」総括表〈様式2〉)により総括表を作成、提出すること。)

(2)「待機児童解消加速化計画」の審査及び採択の通知等

厚生労働省は、「待機児童解消加速化計画」の審査を行い、その結果について、速やかに都道府県を通じて、「待機児童解消加速化計画」の採択 又は不採択の通知を行うものとする。

## (3) 交付申請等(事業実績報告を含む)

市区町村においては、4(1)の事業(ただし、⑥を除く)について、厚生労働省の交付要綱等に定める手続き等により、申請等を行うものとする。

## (4)「加速化プラン事業」のフォローアップ

平成26年度に、各市区町村における今回採択された「加速化プラン事業」の実施状況について、都道府県を通じてフォローアップを行う予定である。

なお、効果的な「加速化プラン事業」の運営に資するため、必要に応じて、平成26年度を待たずに今回採択された「加速化プラン事業」の 実施状況についてヒアリング等を行う場合がある。

# 「待機児童解消加速化プラン・緊急プロジェクト」に基づく 「待機児童解消加速化計画」

記入にあたって記入欄では足りない場合は、セルの幅を広げていただくか、任意の様式で別紙を添付していただくなどをし、セルの行列は、集計の都合上変更しないでください。

市区町村名	
課・係名	
担当者名	
電話番号	

(1	)平成2	5年4月	1日現在の	)待機児童数

※平成25年4月1日現在で待機児童数がいない場合にご記載してください。	
待機児童はいないものの、今後、潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる場合は〇を記	記載してください

#### (2)保育量拡大及び待機児童減少計画(見込み)

			H24. 4. 1	H25. 4. 1	H26. 4. 1 (見込み)	H27. 4. 1 (見込み)	
				(A)		(B)	(B-A)
待機」	<b>児童数(人)</b>						0人
=n =r /	D 本 記	か所数(か所)					0か所
祁川	呆育所	利用児童数(人)					0人
	うち、認可外保	か所数(か所)					0か所
	育施設から認可 されたもの	利用児童数(人)					0人
300	こども園(※)	か所数(か所)					0か所
<b></b>	_ C も图(次)	利用児童数(人)					0人
小規	莫保育事業(グ	か所数(か所)					0か所
ルー	プ型含む) (※)	利用児童数(人)					0人
÷ 6: 1	<b>幼児</b> 玄東 坐(❤)	か所数(か所)					0か所
<b>豕</b> 庭	的保育事業(※)	利用児童数(人)					0人
長時間	間預かり保育事業	か所数(か所)					0か所
(※)		利用児童数(人)					0人
地方	単独事業のいわゆ	か所数(か所)					0か所
る保証		利用児童数(人)					0人

<sup>(</sup>注1) 平成26年、27年の数については暫定値で結構ですので記載してください。

<sup>(</sup>注2) ※の事業については、安心こども基金で実施する事業の他、地方単独で補助している事業も含めた数を記載してください。

(3)緊急集中取組期間(平成25年度、26年度)の事業実施による、以下の各事業の実施か所数及び保育拡大量加速化プラン事業について記載してください。

中恢士又市类	平成2	5年度	平成26年度見込み				
実施する事業 実施する(又は都道府県が実施する事業を活用する)事業に〇を記載	実施か所数 (か所)	保育拡大量 (人)	実施か所数 (か所)	保育拡大量 (人)			
1   ◆賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】							
①保育所緊急整備事業(別添1 3(3-2))							
②賃借物件による保育所整備事業(別添2 3(2-2))							
③幼稚園預かり保育改修事業(別添8 2(2)④)							
④家庭的保育改修等事業(別添6 3(2-2))							
⑤民有地マッチング事業(別添25 2(1)②イ)							
⑥国有地、公有地の活用							
2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】							
⑦保育士養成施設新規卒業者の確保(別添7 2(1)②ア)		(注1)		(注1)			
⑧保育士の就業継続支援(別添7 2(1)②イ)		(注1)		(注1)			
⑨「保育士・保育所支援センター」の設置(別添7の2)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)			
⑩再就職前研修の実施(別添7 2(1)②ウ)		(注1)		(注1)			
⑪職員用宿舎借り上げ支援(別添7 2(1)②エ)		(注2)		(注2)			
⑩認可外保育施設保育士資格取得支援事業(別添7の3)	(注4)	(注4)	(注4)	(注4)			
③保育士修学資金貸付事業(別添7の4)							
(4)保育士等処遇改善臨時特例事業(別添7の5)							
3. 小規模保育事業など新制度の先取り							
⑤グループ型小規模保育事業(別添6の2)							
⑯認可外保育施設運営支援事業 C型(別添6の3 2(1)②)							
4. 認可を目指す認可外保育施設への支援							
①認可外保育施設運営支援事業(別添6の3 2(1)①)	0か所	0人	0か所	0人			
うち、A型							
うち、B型							
⑱認可化移行可能性調査(別添25 2(1)②ウ)							
その他							
⑲地域型保育・子育て支援モデル事業(別添6の4)[大都市モデル]	(注5)	(注5)	(注5)	(注5)			
[一般市町村モデル]							

<sup>※</sup>上記の「別添」とは、安心こども基金管理運営要領の別添をさします。

- (注1)受講(参加)者数を記載してください。
- (注2)借り上げ戸数を記載してください。
- (注3)指定都市、中核市のみ、「実施か所数」は設置したセンター数を、「保育拡大量」は設置したコーディネーターの数を記載してください。
- (注4) 指定都市、中核市のみ対象施設数と対象者数を記載してください。
- (注5) ⑮の内数となります。
- ※平成26年度見込みについては、可能な範囲で記載してください。

## 「待機児童解消加速化プラン・緊急プロジェクト」に基づく 「待機児童解消加速化計画」総括表

都道府県名	
課・係名	
担当者名	
電話番号	

#### ※各市区町村から提出された様式1を基に、管内の合計数を記載してください。

〇待機児童減少計画(平成27年度4月時点での減少数見込み) ※上段に人数(人)を、下段にか所数(か所)を記載してください。

			待機児童減少計画 (様式1(2)の(B-A)欄の数を記載してください。)													
市区町村名	待機児童数 (25.4.1現在)		待機児童減少 数	認可保育所	うち認可外保 育施設の認可 化	認定こども園	小規模保育事 業 (グループ 型含む)	家庭的保育事業	長時間預かり 保育事業	地方単独事業 のいわゆる保 育室						
00市		(人)														
		(か所)														
		(人)														
		(か所)														
		(人)														
		(か所)														
		(人)														
		(か所)														
		(人)														
		(か所)														
		(人)														
		(か所)														
合計		(人)														
		(か所)														

<sup>※</sup> 市区町村が多い場合は、適宜、行を増やして記載願います

#### ○緊急集中取組期間(平成25、26年度)の実施か所数及び保育拡大量

※上段に人数(人)を、下段にか所数(か所)を記載してください。

※「⑬保育士修学資金貸付事業」及び「⑭保育士等処遇改善臨時特例事業」については、都道府県が実施した際の対象者数を記載してください。

※⑦~⑫の記載方法は、様式1と同様の考え方で記載してください。

											平成 2	5年度											
市区町村名		①保育所緊急 整備事業	②賃貸物件に よる保育所整 備	③幼稚園預か り保育改修事 業	④家庭的保育 改修等	⑤民有地マッ チング事業	⑥国有地、公 有地の活用	⑦保育士養成 施設新規卒業 者の確保	<ul><li>⑧保育士の就業継続支援</li></ul>	9保育士・保 育所支援セン ター	⑩再就職前研 修の実施	①職員用宿舎 借り上げ	⑫認可外保 育施設保育 士資格取得	③保育士修 学資金貸付	(4)保育士等 処遇改善	⑤グループ 型小規模保 育事業	⑥認可外保 育施設運営 支援事業 C 型	①認可外保 育施設運営 支援事業	うち、A型	うち、B型	®認可化移 行可能性調 査	⑭大都市モ デル	一般市町村 モデル
00市	(人)																						
	(か所)					実施の場合〇	実施の場合〇								実施の場合〇								
	(人)																						
	(か所)					実施の場合〇	実施の場合〇								実施の場合〇								
	(人)																				$\setminus$		
	(か所)					実施の場合〇	実施の場合〇								実施の場合〇								
	(人)																				$\setminus$		
	(か所)					実施の場合〇	実施の場合〇								実施の場合〇								
	(人)																						
	(か所)					実施の場合〇	実施の場合〇								実施の場合〇								
合計	(人)																						
	(か所)																					•	

	平成26年度																						
市区町村名		①保育所緊急 整備事業	②賃貸物件に よる保育所整 備	③幼稚園預か り保育改修事 業	④家庭的保育 改修等	⑤民有地マッ チング事業	⑥国有地、公 有地の活用	⑦保育士養成 施設新規卒業 者の確保	<ul><li>⑧保育士の就業継続支援</li></ul>	9保育士・保 育所支援セン ター	⑩再就職前研 修の実施	①職員用宿舎 借り上げ	⑫認可外保 育施設保育 士資格取得	③保育士修 学資金貸付	④保育士等 処遇改善	⑤グループ 型小規模保 育事業	⑥認可外保 育施設運営 支援事業 C	①認可外保 育施設運営 支援事業	うち、A型	うち、B型	®認可化移 行可能性調 査	⑲大都市モ デル	一般市町村 モデル
00市	(人)																						
	(か所)					実施の場合〇	実施の場合〇								実施の場合〇								
	(人)																						
	(か所)					実施の場合〇	実施の場合〇								実施の場合〇								
	(人)																						
	(か所)					実施の場合〇	実施の場合〇								実施の場合〇								
	(人)							1															
	(か所)					実施の場合〇	実施の場合〇								実施の場合〇								
	(人)																						
	(か所)					実施の場合〇	実施の場合〇								実施の場合〇								
合計	(人)																						
	(か所)																						